

## 答 申

### 1 審議会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和3年4月7日付けで行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

#### (1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、福岡県〇〇警察署〇〇交番（以下「〇〇交番」という。）のサービス日誌に記載された審査請求人の個人情報である。

#### (2) 開示決定状況

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、本件個人情報のうち、「受理区分」欄、「関係者3」欄、「関係者4」欄及び「事案概要」欄に記載された審査請求人以外の個人に関する情報（以下「不開示情報1」という。）については、条例第14条第1項第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当するとして、また、「氏名」欄及び「処理者」欄に記載された警部補以下の階級にある警察職員の氏名（以下「不開示情報2」という。）については、同項第6号（警察職員情報）に該当するとして、本件決定を行った。

### 3 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和3年3月24日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、令和3年4月7日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和3年7月10日付けで、本件決定を不服として、審査庁である福岡県公安委員会に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

エ 福岡県公安委員会は、令和4年3月17日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

#### 4 本件審査請求人について

本件決定は、審査請求人〇〇（以下「請求人1」という。）に対して行われたものであるが、本件審査請求は、〇〇（以下「請求人2」という。）との連名により行われている。

そこで、本件審査請求に至る以下の経緯を基に、本件審査請求における両者の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 請求人1及び請求人2は、請求者欄に両名の氏名を記載した個人情報開示請求書を持参するなど、連名での対応を求めていた。実施機関は、個人情報の開示請求制度は個人が自己の個人情報を開示する制度であり、連名での開示請求は形式上の不備となるため、連名ではなく個人名で開示請求を行うよう教示し、これに応じた請求人1からの本件個人情報の開示請求を受理した。
- (2) この際、請求人2も本件個人情報の開示を求めたため、実施機関は、請求人1及び請求人2の費用負担等を考慮し、請求人1の開示請求書の欄外余白部分に請求人2が自身の個人情報の開示を求める旨の意思表示を併せて行い、請求人2の個人情報の開示により、正当な利益を害するおそれがないことを明らかにすることで対応した。
- (3) 実施機関が請求人1に対して本件決定を行ったところ、請求人1及び請求人2の連名による審査請求がなされたため、請求人2も本件個人情報の開示を求めていたこと、請求人2が開示請求を行った場合、実施機関は本件決定と同じ内容で部分開示決定を行うことを踏まえ、請求人1及び請求人2の両名を本件審査請求における審査請求人（以下「本件審査請求人」という。）として対応する。

#### 5 本件審査請求人の主張要旨

本件審査請求人の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 関係者3及び関係者4に関しては、相手が特定されているため個人情報には該当しないと考えられる。
- (2) 黒塗りは、虚偽及び隠蔽であり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示すべきである。
- (3) 〇〇交番の勤務員は、〇〇店内での出来事について、現場にいなかったため確認できていない。関係者1及び関係者2の行動や内容が相違していることから明らかである。

(4) 真実を証明できるのは防犯カメラしかない。防犯カメラの提示を求める。

## 6 実施機関の説明要旨

審査請求に対する実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

### (1) 不開示情報 1 の条例第 14 条第 1 項第 1 号該当性について

不開示情報 1 のうち、「受理区分」欄は、警察官が当該事案を認知するに至った事由が記録されるもので、その態様は、事案関係者、目撃者からの 110 番通報や警察署、交番等への届出、警察官の現認等であり、本件個人情報においては、本件審査請求人以外の第三者からの届出の状況が記録されている。

また、「関係者」欄は、当該事案に係る関係者の住所、職業、氏名、年齢、電話番号等の人定事項に関する情報であり、本件個人情報においては、本件審査請求人以外の第三者の氏名等が記録されている。

次に、「事案概要」欄は、事案関係者、目撃者等からの通報内容や警察署、交番等に来所した者からの届出内容、警察官の現認内容等が記録されるものであり、本件個人情報においては、本件審査請求人以外の第三者からの届出の内容が記録されている。

警察活動においては、本件もめごと事案のように関係者、目撃者等の一般人からの届出が事案認知の端緒となる場合が多く、これにより、迅速かつ適切な警察活動の遂行がなし得るものであるが、一方で、警察事象であるが故に、届出の状況や届出の内容、関係者の人定事項が明らかとなると関係者が特定され、逆恨み等による抗議、報復など、関係者の権利利益を害するおそれがあることから、本号に該当するとして不開示とした。

なお、本件審査請求人は、関係者 3 及び関係者 4 を特定しているため、個人情報には該当しない旨申し立てているものの、関係者 3 及び関係者 4 は、当該事案において本件審査請求人に応対した〇〇の職員（以下「〇〇職員」という。）であり、その人定事項については何人も知り得る情報ではなく、また、配偶者や子など、戸籍上で確認できるような者でもなく、本件審査請求人が当該関係者の人定事項を知っている立場にあることが明らかではないため、本号に該当するとして不開示としたものである。

### (2) 不開示情報 2 の第 14 条第 1 項第 6 号該当性について

不開示情報 2 は、事案処理を行った〇〇交番の勤務員の氏名であり、いずれも警部補以下の警察職員であることから、本号に該当するとして不開示とした。

### (3) 本件審査請求人のその他の主張について

本件審査請求人は、本件個人情報の訂正や〇〇の防犯カメラの提示を求めているが、本件決定に関する主張ではないことから、弁明を要しない。

## 7 審議会の判断

### (1) 本件個人情報の性格及び内容について

#### ア サービス日誌について

サービス日誌とは、福岡県地域警察運営規程（平成元年福岡県警察本部訓令第20号）第48条に基づき、地域警察官が行った活動状況を署長等に報告するため、それぞれの係区分に従い、定められた様式・方法により記録するものと規定されている。

また、同規程で定められた様式のみでは地域警察官の活動状況が明らかとならないものについては、別に定める「事案概要」において「所管区名」、「日付」、「事案名」、「受理区分」、「受理時間」、「現着時間」、「処理時間」、「処理者」、「発生日時（発見日時）」、「発生場所（発見場所）」、「関係者」、「事案概要」及び「処置結果」の各欄に必要事項を記載することとされている。

#### イ 本件個人情報の内容について

本件個人情報には、令和2年10月29日に、〇〇交番の警察官が、〇〇において発生した本件審査請求人と〇〇職員とのもめごとについて通報を受け、現場に赴き事案処理を行った内容が記録されている。

### (2) 条例第14条第1項第1号該当性について

不開示情報1が本号に該当するか否かについて以下判断する。

#### ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第1号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人の情報が含まれている場合において、開示請求者以外の個人に関する情報を開示請求者に開示することにより、当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、当該個人に関する情報を不開示情報とする旨を定めたものである。

「当該個人の正当な利益を害するおそれ」とは、開示することによって、開示請求のあった個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の名誉、社会的地位、プライバシーその他の利益を害するおそれがあることが、個人情報の内容等から判断できる場合をいう。

この場合の判断に当たっては、本人と当該第三者との関係及び個人情報の内容等を十分考慮して、個別に判断することが必要である。

なお、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、開示請求者が当

該個人情報を知っている立場にあることが明らかな場合、何人でも知り得る情報である場合は、正当な利益を害することにならない。

## イ 該当性の判断

### (7) 不開示情報 1 について

「受理区分」欄は、警察官が当該事案を認知するに至った事由が記録されるもので、その態様は、事案関係者、目撃者からの 110 番通報や警察署、交番等への届出、警察官の現認等であり、本件個人情報においては、本件審査請求人以外の第三者からの届出の状況が記録されている。

「関係者」欄は、当該事案に係る関係者の住所、職業、氏名、年齢、電話番号等が記録されるものであり、本件個人情報においては、本件審査請求人に応じた〇〇職員の氏名等が記録されている。

「事案概要」欄は、事案関係者、目撃者等からの通報内容や警察署、交番等に来所した者からの届出内容、警察官の現認内容等が記録されるものであり、本件個人情報においては、本件審査請求人以外の第三者からの届出の内容が記録されている。

これらは、本件審査請求人以外の個人に関する情報であると認められる。また、本件個人情報のように実施機関の職員が対応するもめごと事案については、届出の状況や届出の内容、関係者の人定事項が明らかとなると関係者が特定され、逆恨み等による抗議、報復などが考えられるため、当該情報を開示することにより、当該個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

### (1) 関係者 3 及び関係者 4 について

なお、本件審査請求人は、関係者 3 及び関係者 4 について、特定の個人を識別できるとして、本号には該当しない旨主張している。

当審議会が本件個人情報を確認したところ、「関係者 3」欄及び「関係者 4」欄には、本件審査請求人に応じた〇〇職員の氏名等が記載されていることが認められた。

次に、当審議会から実施機関に確認したところ、本件事案に関して本件審査請求人に応じた〇〇職員は複数名いるとのことであり、また、実施機関が事情を聴き取った〇〇職員は、関係者 3 及び関係者 4 にとどまらないことが確認された。

こうした事実は、本件審査請求人が審査請求書において、少なくとも 3 名の〇〇職員とのやり取りがあった旨記載している点とも符合している。

したがって、本件審査請求人が当該情報を当然に知っている立場にあ

ることが明らかであるとはいえず、また、何人でも知り得る情報であるともいえない。

**(ウ) 小括**

以上のことから、実施機関が、不開示情報1について、条例第14条第1項第1号に該当すると判断し、不開示としたことは妥当である。

**(3) 条例第14条第1項第6号該当性について**

不開示情報2が本号に該当するか否かについて以下判断する。

**ア 本号の趣旨**

条例第14条第1項第6号は、警察職員の氏名について、これを開示した場合、適正な職務遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、公安委員会規則で定める一定の職にある警察職員の氏名については、不開示とする旨を定めたものである。

公安委員会規則で定める一定の職にある警察職員の氏名については、「福岡県個人情報保護条例第14条第1項第6号に規定する公安委員会規則で定める警察職員の氏名に関する規則(平成18年3月24日福岡県公安委員会規則第7号。以下「本件規則」という。)」において、「警部以上の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職を除く警察職員の氏名とする。」と規定されている。

**イ 該当性の判断**

不開示情報2は、当審議会において確認したところ、いずれも警部補以下の階級にある警察職員の氏名であり、本件規則で定める一定の職にある警察職員の氏名に該当すると認められる。

したがって、実施機関が、不開示情報2について、条例第14条第1項第6号に該当すると判断し、不開示としたことは妥当である。

**(4) 本件審査請求人のその他の主張について**

本件審査請求人は、その他種々主張しているが、当該主張は、実施機関が行った個人情報の部分開示決定の妥当性を判断する機関である当審議会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。